

# 国民健康保険税の税率が変わりました

平成20年度の国民健康保険税は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行に伴い、従来の医療給付費分、介護納付金分（40歳から64歳）に加え、後期高齢者支援分を合算して納付していただくことになりました。

平成20年度の税率は、次表のとおりとなります。

			改定前	改定後
医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	5.9/100	4.1/100
	資産割額	固定資産税額に乘ずる率	50/100	50/100
	均等割額	1人につき	28,000円	19,000円
	平等割額	1世帯につき	30,000円	30,000円
	課税限度額			530,000円
後期高齢者支援分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率		1.8/100
	均等割額	1人につき		9,000円
	課税限度額			120,000円
介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	1.82/100	1.35/100
	均等割額	1人につき	14,100円	12,300円
	課税限度額			90,000円

## ○長寿医療制度の創設に伴う経過制度

75歳以上の方が長寿医療制度へ移行されることにより、国民健康保険税が急激に増えることがないように、一定期間の経過制度が受けられます。

- 低所得者世帯の国民健康保険税の軽減判定の際に、国民健康保険から長寿医療制度に移行した方を世帯に加えて判定を行い、世帯構成や世帯の所得が変わらなければ移行後5年間それまでと同様の軽減を受けられます。
- 国民健康保険から75歳以上の加入者が長寿医療制度に移行することにより、単身世帯となった国保世帯（特定世帯）の平等割額は、特定世帯となった後5年間半額となる軽減を受けられます。
- 75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から長寿医療制度へ移行することにより、その被扶養者（65歳以上）が国民健康保険に加入となる場合（旧被扶養者）、国民健康保険税が2年間一部減免されます。初年度のみ申請が必要となります。

## ○保険税の年金からの特別徴収

65歳から74歳の世帯主（擬制世帯主を除く）の方を対象に、平成20年10月支給の年金から国民健康保険税（2カ月分に相当する額）を差し引いて納めていただきます。ただし、以下の場合には、特別徴収の対象外となり、従来の納付書または口座振替による納付方法となります。

- 世帯内に65歳未満の国保被保険者がいる場合
- 介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超える場合
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の場合
- 口座振替による納付を継続している場合

【問合先】住民課 ☎388-1115 内線125